

令和5年9月20日

関係団体各位

神奈川県環境農政局環境部環境課長
横浜市環境創造局環境保全部大気・音環境課長
川崎市環境局環境対策部環境対策推進課長
相模原市環境経済局環境保全課長
横須賀市環境部環境保全課長
平塚市環境部環境保全課長
藤沢市環境部環境保全課長

建築物の解体・改修工事に係る事前調査について（依頼）

日頃から、環境行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年もお知らせしましたが、令和4年4月1日から、大気汚染防止法に基づき、建築物等の解体・改修工事を行う際は、石綿の事前調査の結果を行政へ報告する制度が始まりました。

また、建築物の解体・改修工事に係る石綿の事前調査については、令和5年10月1日着工の工事からは資格者等が行う必要がありますので、改めてお知らせします。

これらは石綿障害予防規則においても同様であり、改めて貴団体の会員の皆様方に周知いただきますようお願いいたします。

○環境省ホームページ

URL : <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>



○厚生労働省ホームページ

URL : <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



問合せ先*

神奈川県環境農政局環境部環境課

電話 045-210-4111

横浜市環境創造局環境保全部大気・音環境課

電話 045-671-3843

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

電話 044-200-2526

相模原市環境経済局環境保全課

電話 042-769-8241

横須賀市環境部環境保全課

電話 046-822-8328

平塚市環境部環境保全課

電話 0463-21-9764

藤沢市環境部環境保全課

電話 0466-50-3519

※ 上記問合せ先は、工事の実施にあたっての施工関係者の石綿飛散防止対策等（大気汚染防止法）に関するものであり、石綿ばく露防止措置等（石綿障害予防規則）については、次の問合せ先をお願いします。

神奈川県労働局労働基準部健康課

電話 045-211-7353

各労働基準監督署（次のURL参照）

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/kankatu.html

